

ひまわりニュース vol.12 2017.12.10

発行：精神障害者の自立支援を考える会

「白石福祉施設刺殺事件シンポジウム」開催、刑法 39 条・医療観察法を討論

9月30日、札幌市KKRホテルに80名が参加し、「白石福祉施設刺殺事件」に関するシンポジウムが開催されました。当日は「もう一つの声…被害者の視点から刑法39条、医療観察法を考える」をテーマに望月和代氏（札幌学院大学教授）の記念講演、木村代表の基調報告、高橋弘人弁護士の特別講演の後、会場からの発言・質疑応答など熱心な討論が交わされました。（関連報道・記事は裏面参照）



札幌市「さぼーとほっと基金」へ100万円寄付し市長の感謝状を授与

7月に長年若年認知症で介護していた木村代表の妻が亡くなったことを機会に



札幌市の「さぼーとほっと基金」の冠基金「木村弘宣ひまわり基金」に100万円を寄付し、11月2日に秋元市長より感謝状が贈呈されました。それによって精神障害者の自立支援の活動への助成を継続するとともに、認知症家族の会等小規模の自助活動も援助するために基金の名称を「ひまわりピアサポート基金」に改称しました。

「佐世保女兒殺人事件被害者講演会」に参加、遺族と懇談

11月29日に札幌市かでの27で開催された2014年福岡県の小学校で発生した「佐世保女兒殺人事件」の被害者の遺族（父親）御手洗恭二氏の講演会に参加し、開演前に懇談しました。事件の加害者が14才未満の同級生のため「刑事事件」とはならず、被害者に対する情報開示や法的支援は限定的で、刑法39条不起訴事件の被害者と共通する課題も多く今後の情報交換と連携を確認しました。講演で御手洗氏が加害少女に対する法的厳罰を望まず、心からの謝罪と反省で生きることを期待すると述べたことが印象的でした。



北海道新聞（11/29朝刊）

「9.30 福祉施設職員刺殺事件シンポジウム 2017」に関する

北海道新聞の記事 (10/31 朝刊「せいかつ」欄)

心神喪失者らが殺人、強盗…

被害者救済が課題

10/31 道新

14年9月の事件で亡くなった施設職員 木村邦弘さんの父邦弘さんは「精神障害の生きつらさを改善しないと、事件を防ぐことができない」と述べた。邦弘さんは「被害者支援だけでなく、被害者も支援の当事者として入れるべきだ」と訴えた。

加害者不起訴なら 現行では「泣き寝入り」

加害者、被害者双方の支援 権利について話し合ったシンポジウム。右から木村邦弘さん、望月和代教授、高橋正弁護士

犯罪被害者支援弁護士フォーラム(東京)の事務局長、高橋正弁護士は、通常の刑事裁判について被害者側が被告人や証人に直接質問できるようになったと説明し、被害者側が求刑についての意見も述べられるようになった被害者参加制度を紹介した。その上で、心神喪失などで不起訴となった場合は「被害者側は泣き寝入りの状態が続いている」と指摘した。

また、医療観察法については、加害者が手厚い医療のもと社会復帰する目的はめつ、提供されている点を疑問視。高橋弁護士は「再犯がなくなるまでの治療が必要。期間を設けず完全に治療されて社会復帰することが、被害者にとっても(気持ちの)区切りになる」と強調した。

さらに、同法に被害者側に関する記載が少ないとして「事件の真相を知りたい、心情を伝えたい」という被害者の要請に応えるべきだと、加害者側にとっても罪に向き合うきっかけとなる」と訴えた。

10/31 道新

シムボは9月30日札幌市内で開かれ、札幌などの保護観察所で社会復帰調整官を務めた札幌学院大学文学部の望月和代教授が、加害者行爲をした心神喪失者への治療や社会復帰を定めた医療観察法の仕組みを解説した。

医療観察法の対象となるのは、殺人や強盗などの重大事件を起し、心神喪失や耗弱の状態を不起訴または裁判で無罪が確定した場合だ。検察官の判断で裁判所に同法における医療の処遇を決める審判を申し立て、入院または通院による医療で治療が図られる。精神保健福祉士のほか保健師などの資格を持つ社会復帰調整官が、加害者の長所をかりて支援することから、望月教授は「不主体で、治療が行われ(症状の)回復と、再発防止につなげていく」と法の狙いを語る。

一方、現状の法制度では被害者支援について難しい点があると言及。「被害者の立場からの視点が

必要だ。被害者の家族が事件に巻き込まれている場合も多く、家族への支援も求められる。被害者の人としての権利をどうすれば回復できるのか考えていかねばならない」と被害者救済の課題を強調した。

14年9月の事件で亡くなった施設職員 木村邦弘さんの父邦弘さんは「精神障害の生きつらさを改善しないと、事件を防ぐことができない」と述べた。邦弘さんは「被害者支援だけでなく、被害者も支援の当事者として入れるべきだ」と訴えた。

加害者側は泣き寝入りになった事件では、加害者不起訴になり、裁判も開かれなかった。邦弘さんは「事件として終わってしまい、医療観察法の治療に移る。被害者の存在が尊重されない。犯罪者の被害者や家族の権利保護と支援を明記した犯罪被害者基本法の対象

刑事・司法手続き

医療観察法の手続き

事件として終結し、不起訴の場合には被害者が参加し、被害者が困難

刑法30条と医療観察法 刑法30条では、善悪を判断する能力がない心神喪失者や、その能力が著しく劣っている心神弱者は刑を軽くするとしている。心神喪失または心神耗弱の状態での重大事件(殺人、放火、強姦性交、強盗)を起し、傷害や未遂を含む。

た場合、裁判所の審判で、治療を受ける「入院」「通院」または「不処置」を決定する。入院は、ストレス対処療法、社会参加の準備などを旨とし、期間が分かれている。通院は原則3年で、2年を限度に延長することが

今年1年間のご支援・ご協力ありがとうございました。次年度も宜しくお願いします。

【連絡先】 代表 木村 邦弘 〒060-0004 札幌市中央区北4条西13丁目1番地90
 ダイアパレス植物園Ⅲ901号 電話・FAX: (011) 272-7188 携帯: 090-2073-0831
 E-mail: kimura-himawari@kfa.biglobe.ne.jp http://hiro-himawari.net/